

令和3年度 庄内町国民健康保険について

1 国民健康保険税について

国民健康保険税は、国民健康保険被保険者がいる世帯の**世帯主に対して課税**されます。

また、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計額が国民健康保険税となります。

【医療給付分及び後期高齢者支援金等分について】

医療給付分及び後期高齢者支援金等分の計算は、国民健康保険被保険者の状況に基づいて行います。

年度の途中で75歳に達する人の国民健康保険税は、あらかじめ月割で計算されます。

【介護納付金分について】

介護納付金分は、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの加入者分として計算されます。

年度の途中で40歳に達する場合は誕生日の前日の属する月から、65歳に達する場合は誕生日の前日の属する月の前月まで、それぞれの期間に応じて月割で計算されます。

ただし、年度の途中で65歳に達する人の介護納付金分は、あらかじめ月割で計算されています。

- ・ 40歳未満の人 = 医療給付分＋後期高齢者支援金等分
 - ・ 40歳以上65歳未満 = 医療給付分＋後期高齢者支援金等分＋介護納付金分
 - ・ 65歳以上75歳未満 = 医療給付分＋後期高齢者支援金等分
- (65歳以上の人は、介護保険料として別途納付します。)

令和3年度 国民健康保険税率

項目	説明	医療給付分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	国保加入者の前年中の所得金額から、個人ごとに、上限43万円を控除した後の合計金額に右の税率をそれぞれかけて算定します。	7.00%	2.55%	2.10%
均等割額	国保加入者数に右の金額をそれぞれかけて算定します。	27,000円	9,650円	12,100円
平等割額	1世帯あたり、右の金額がそれぞれ加算となります。	18,900円	7,600円	5,900円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

2 国民健康保険税の軽減について

【非自発的失業者(離職者)に係る軽減措置】

非自発的失業者は申請により所得割額が軽減されます。非自発的失業者にかかる国民健康保険税の所得割額は、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、対象となる人の前年の**給与所得のみ**に30/100をかけて算定されます。

非自発的失業者の条件 … 平成21年3月31日以後に失業し、失業時点で65歳未満であり、かつ、次の理由により離職された人で、雇用保険受給資格者証の「離職年月日」「理由」欄の「理由コード(2桁の数字)」が次に該当した人

離職理由	対象となる理由コード
特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)	11、12、21、22、31、32
特定受給資格者(雇用期間満了などによる離職者)	23、33、34

3 国民健康保険税の納付について

【普通徴収】

国民健康保険税は、1年度分を **7月から翌年3月まで9回に分けて納めます**。納期限までの納付にご協力ください。口座振替が便利です。

【特別徴収】

世帯主が 65 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者である場合、一定の要件を満たすと老齢基礎年金等から国民健康保険税を納めていただきます。

65 歳到達年の誕生月の関係で年度途中から特別徴収が開始される人については、個別に連絡をいたします。

4 所得申告について

国民健康保険税の軽減、入院時の食事代、高額療養費の算出に当たっては、世帯の所得の申告が必要です。

世帯主及び被保険者で確定申告や住民税申告をしていない方は、必ず申告してください。

1月1日から12月31日までの期間に納めた国民健康保険税は、その年分の年末調整・確定申告及び住民税申告の際に社会保険料控除の対象となります。(証明書が必要な場合は、納税係までお願いします。)

5 社会保険等に加入したとき

社会保険等に加入したときは、新しい保険証をお持ちになり、遅滞なく役場窓口に届出ください。届出が遅れますと、**職場の健康保険料と国民健康保険税の二重払い**になりますので、忘れずに届出を行ってください。

- | | | |
|-------------------|---|---------------------|
| ・職場の健康保険などに加入したとき | ⇒ | 国民健康保険証と職場の健康保険証・印鑑 |
| ・ほかの市町村へ転出するとき | ⇒ | 国民健康保険証・印鑑 |
| ・死亡したとき | ⇒ | 国民健康保険証・印鑑 |
| ・生活保護を受けることとなったとき | ⇒ | 国民健康保険証、生活保護開始決定通知書 |

※ 役場窓口での届出の際には、マイナンバーの確認ができる書類及び本人確認のため顔写真付きの証明書をお持ちください。(保険証として使えるマイナンバーカードを持参すると便利です。)

6 任意継続保険について

会社を辞められた場合、社会保険の任意継続保険料と国民健康保険税を比べて、社会保険の任意継続保険か国民健康保険のどちらかを選択することが可能です。

詳しくは国保係までお問い合わせください。

7 お問い合わせ先はこちらまで

庄内町役場税務町民課国保係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1

- ・課税内容、資格、保険証について 国保係 電話 0234-42-0152
- ・納税について 納税係 電話 0234-42-0136